

〔研究ノート〕

## フガー家のマエストラスゴ経営

松 田 緝

### 1

スペイン国王カルロス1世 Carlos I. が1519年7月28日フランクフルト Frankfurt a. M. において開催された選帝会議で、神聖ローマ帝国皇帝カルル5世 Karl V. として選出された裏には、ヤーコプ・フガー Jakob Fugger による543,585グルデン34クロイツァーの選挙資金の提供があったが、この貸付業務はフガー社の経営政策の転換を意味するものであった。<sup>1)</sup> 貸付限度の制限と確実な担保というこれ迄の原則は放棄され、ペルニッツ Götz Freiherr von Pölnitz が指摘したように「フガー家の金融政策は、その姿勢の特徴であり、王室の側から申し込むようにさせた、あの内的柔軟性と戦略的転換能力とを失った。<sup>2)</sup> 1521年ヴォルムス Worms で国会が開かれた際、フガー家に対する皇帝の債務は約60万グルデンに達し、その3分の1は無担保だった。ペルニッツが「おそらく彼の会社の運命の悲劇的な転回点を意味した」とする1521年5月4日のヴォルムスの協定は、<sup>3)</sup> 415,000グルデンの負債の内訳を確認して、返済にはティロール Tiroel の収入が指示され、年8分の利息が付けられることになった。残りの債務152,000ドゥカーテンについては、スペインの王室収入が当てられることになり、1523年3月19日にバヤドリード Valladolid で出された領収書によれば 74,295,683 マラベデイス、すなわち198,121ドゥカーテン308マラベデイスとなっていた。<sup>4)</sup> それから1か月余り後の4月24日に皇帝はバヤドリードにおいて「当時第一人者

ではあるにしても一商人が、太陽の没することない帝国の支配者に対して、  
 どういうことを語れたかを示す証拠として、ドイツ商業史上永久に記憶さる  
 べきであろう」とラインハルト E. Reinhardt が評した、<sup>5)</sup> 皇帝宛ての「皇  
 帝陛下が私の助力なしにはローマの帝冠を獲得できなかつたこと」を指摘し  
 た有名なヤーコプの書翰を受け取った。こうして1524年2月28日にスペイン  
 の騎士団長領 Maestrazgo の賃貸契約がビトーリャ Vitoria で作成され、  
 フガー家は翌25年より3年間の騎士団長領の収入を管理することになり、国  
 王は3月6日この契約を承認したのである。

- 1) 拙稿「ヤーコプ・フガー(10)」産業経済研究, 第13号, 1958, 65頁。
- 2) Götz Freiherr von Pölnitz, *Jakob Fugger, Kaiser Kirche und Kapital in der Oberdeutschen Renaissance*〔以下 *Jakob Fugger, I* と略記〕, 1949, S. 440.
- 3) G. von Pölnitz, *Die Fugger*, 3. Aufl., 1970, S. 140.
- 4) E. Reinhardt, *Jakob Fugger der Reiche aus Augsburg, zugleich ein Beitrag zur Klärung und Förderung unseres Verbandswesens*, 1926, S. 130, G. v. Pölnitz, *Jakob Fugger, Quellen und Erläuterungen*〔以下 *Jakob Fugger, II* と略記〕, 1951, S. 320. 1 ドウカーテンは375マラベディスで換算された。
- 5) E. Reinhardt, *a. a. O.*, S. 22; 拙稿「ヤーコプ・フガー(15)」産業経済研究, 第18号, 1959, 18-22頁。

このフガー家のマエストラスゴ賃貸に関して、ケレンベンツ Hermann Kellenbenz はフガー家文書 Fuggersches Archiv zu Dillingen/Donau の記録を中心として *Die Fuggersche Maestrazgopacht (1525-1542), zur Geschichte der spanischen Ritterorden im 16. Jahrhundert* と題するモノグラフィーをフガー研究 Studien zur Fuggergeschichte 叢書の第18巻として著わした。1967年に刊行されたこの労作は序言の他、本文112頁、9つの資料を含む付録263頁及び文献目録、索引、地図より成る。ケレンベンツの経営史的論文については、10年ほど前に紹介を試みたことのある筆者に

6)<sup>6)</sup> としては、フガー研究叢書の中に彼の労作を見出だして「豊かな語学の力に支えられて渉獵された文献の広汎さ」に改めて瞠目すると共に、<sup>7)</sup> 北欧史にまた南欧史に行くとして可ならざるなき力量に敬意を表し、スペイン史について筆者が門外漢であることは充分承知の上で、あえて研究ノートとしてその概要をまとめておくことにした。

6) 拙稿「ケレンベンツの近業」産業経済研究, 第3巻, 第3号, 1962, 107-141頁。

7) 前掲拙稿108頁。

## 2

ケレンベンツの著作は5部に分かれ、<sup>1)</sup> 先ずマエストラスゴとその賃貸について概説される。イベリア半島の騎士団 Ritterorden の中で最も古いのは、ムーア人の侵入を防ぐため1158年に設立されたカラトラバ Calatrava の騎士団<sup>2)</sup> と思われる。またポルトガルとの国境に近いレオン León 地区エストレマドゥラ Estremadura 地方にはサラマンカ Salamanca の騎士たちが設立したサン・ホリャン・デル・ペレイロ San Julián del Pereiro 騎士団があったが、1213年にムーア人からアルカンタラ Alcántara 市を奪うとレオン国王アルフォンソ9世 Alfonso IX. はこの町を同騎士団に遺贈し、<sup>3)</sup> 以来アルカンタラ騎士団と称した。さらに1170年にカセレス Càceres にサンティアゴ Santiago 騎士団が、異教徒と戦い且つサンティアゴ・デ・コムポステーラ Santiago de Compostela への巡礼路を保護する目的で設立され、レオン国王フェルナンド2世 Fernando II. に対す軍役奉仕で多くの領地の寄贈を受けた。これらの騎士団はスペインの国土回復運動 Reconquista にとって最大の重要性を有するものとなった。

- 1) その各部は次の標題を持つ。A. Die Mastrazgos und ihre Verpachtungen, B. Aus der Verwaltung der Mastrazgos, namentlich in den Jahren 1538-1542, C. Die Abrechnung über die Fuggersche Mastrazgopacht von 1538-1542, D. Schlußbetrachtung, E. Anhang.

2) テンプル騎士団を模範として設立されたカラトラバ騎士団はシトー修道会に管理されていたが、テンブル騎士団の強い影響力によって、漸次その独立性をたかめた。橋口倫介「騎士団」, 1971年, 4, 66頁。

3) アルカンタラ騎士団もシトー会に管理されていた。橋口倫介, 上掲, 4頁。

イスラム教徒のムーア人によって占領された国土を回復する目的で設立されたスペイン騎士団の使命は、1492年のグラナダ Granada の陥落で終わった。以後はスペイン国家権力の維持拡大に奉仕することが騎士団の歴史的任務となったのであるが、カトリック両王はそれ以前から騎士団の任務切替に備えていた。1484年カラトラバ騎士団の第30代団長ドン・ガルシヤ・ロペス・デ・パディヤ Don García López de Padillaの死は、この転換の機会を与えることとなり、本部参事会Generalkapitel は新しい団長を選出することなく、教皇が翌85年にフェルナンドとイサベル Isabel を騎士団の管理者に任命したが、国王フェルナンドが騎士団長の称号を持たなかったのは教会法上の理由からだった。続いて1494年にアルカンタラ騎士団の最後の団長ホアン・デ・スーニガ Juan de Zúñiga は騎士団領をサラマンカ司教に譲った。そして1499年にサンティアゴ騎士団の第40代団長ドン・アロンソ・デ・カルデナス Don Alonso de Cárdenas が死んだ時、教皇はカトリック両王を管理者とした。女王の死後只一人の管理者となったフェルナンドが死んだ時、騎士たちの間に新しい団長を選出しようとする動きが見られたが、ハドリアヌス Hadrianus 枢機卿の説得で国王カルロス<sup>4)</sup>を長に戴くことに同意した。こうして皇帝カルル5世は3騎士団の管理を引き受けて、騎士団の「終身管理者」 „Administrador perpetuo“ と呼ばれることになり、教皇ハドリアヌス6世は1523年5月4日の教書でこれを承認した。

4) Hermann Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht (1525 – 1542), zur Geschichte der spanischen Ritterorden im 16. Jahrhundert*, 1967, S. 3.

カルルが収入の処分権を握ったマエストラスゴとは、本来騎士団の裁判権が行使された法域を意味するもので、騎士団長の称号でもあった。騎士団領

管理の中核をなすものは、騎士団に帰属する収入を意味する *Mesas Maestrales* であり、字義通り「首長の食卓」で、騎士団だけに限られたものでなかった。13世紀後半に司教の収入と聖堂参事会の収入が分離されるようになってから *Mesa Maestrales* は発展し、例えばカラトラバ騎士団では団長ドン・ホアン・ゴンサレス Don Juan Gonzales の時、教団財産の収益は二分されて、団長に帰属する分は以後 *Mesa Maestral* と呼ばれ、他は騎士 *Caballero* の生活に充てられる *Encomiendas* (依託経営収入) 乃至 *Komtureien* (騎士修道会管区収入) となった。 *Mesa Maestral* は重なる寄進や特権取得によって著しく拡大され、カラトラバ騎士団領の管理がカトリック両王の手に移った時も、参事会は教団の財産を売却乃至譲渡しないという条件を付けて同意したのであるが、カルルが教皇から広汎な全権を委ねられた時この条件は守られず、反って *Mesas Maestrales* の財産売却が繰返し見られるようになった。

それではマエストラスゴの収入はどのような内容であったろうか。それは *Komtureien* の収入と同様、教団所領内の住民が納付する永久地代とすべての生産物の1割であり、16世紀にはこの収入は貨幣地代、穀物、小麦、ライ麦、大麦、ぶどう酒、オリーブ油の貢納から成っていた。その他、教団は広大な牧草地 *Dehesas* を有し、ここからは牧草だけでなく、木材、燃料、どんぐり、コルクが供給された。加うるに狩猟及び魚猟の権利、岩塩及び水銀の地下資源、そして最後に倉庫、水車、晒布場、石鹼工場があった。これらの収入を確保するには組織的な管理を必要としたので、後期の騎士団長たちは管理の労を省くため *Maestrazgo* を定額で経営者に賃貸するようになった。国王フェルナンドが騎士団の管理者になってからはマエストラスゴの賃貸は固定的制度となり、租税徴収と同様に扱われた。この賃貸業務を引き受けた者としては、1511年に ペドロ・ディアス・デ・ラ・カバイェリア Pedro Diaz de la Caballeria がアルマデン Almadén 鉱山の賃借人となり、1516年にはアロンソ・グティエレス Alonso Gutiérrez がカラトラバ騎士

団の収入の賃借を引き受けた。このグティエレスは更に1519年にはカルル5世の宮廷費を1519年から22年まで毎年20万ドゥカーテンを支払う代わりに、3騎士団の収入を指示され、それで足りぬ時はこの期間のアメリカからの金その他の商品が充てられることになったが、彼の業務にはスペイン及びイタリアの金融業者が協力していた。以上がフガー家がマエストラスゴ経営に手を出す以前の状況である。

### 3

フガー社のスペイン支店長 ゲオルク・ライヒング Georg Reyhing は、バヤドリードにおいて皇帝の負債の返済方法について長い間交渉を重ねた結果、マエストラスゴの収入で未払金が返済されることになり、前述の如き最初のフガー家のマエストラスゴ賃貸契約が成立した。<sup>1)</sup> この交渉ではブルゴス Burgos の商人で、ヤーコプとモルッカ Molucca 企業で提携したことがあるクリストバル・デ・アロ Cristóbal de Haro が協力した。この契約はケレンベンツの著書の付録に Nr. I. Vertrag Jakob Fuggers bezüglich der Maestrazgopacht für die Jahre 1525—1527 として納められているが、それは特権契約 Asiento の通常の形式を取っている。

1) 上述、88頁。

その内容は大体次のようなものである。王室はヤーコプ・フガーと甥たちの会社 Firma Jacome Fucar e sus sobrinos の代理人であるライヒングとアロに対し、サンティアゴ、カラトラバ、アルカンタラ3騎士修道会の Mesas Maestrales から生ずる穀物、現金、牧草地その他一切の収入の徴収を1525、26及び27年の3年間委託する。貢租がこれ迄通りの方法で賃貸し及び徴収されるように一切の必要な文書が作成され、教団の会計主任 Contadores Mayores 及びその代理人は「指令書」 „cartas de recudimientos“ を与える。ライヒングとアロは毎年135,000ドゥカーテンの賃貸料を皇帝に前払いし、この額は3年間は引き上げられることはない。この他に通常の手数

料を教団の会計主任に納めなければならない。教団の役員会consejoの役員  
の給与その他に充てる35,000ドゥカーテンが上記賃貸料に含まれていて、こ  
れは穀物又は現金でマエストラスゴに振当てられる。穀物で納付される物の  
価格は、穀物収穫が発表される毎年の聖母昇天祭（8月15日）の公定価格が  
標準となる。このためフガー家は各地に支配人や従業員を配置して、当該マ  
エストラスゴの「支払指令」 „libranzas“ を受けて支払を行なった。毎年  
支配人はMesas Maestralesの地代の内訳を記し、「地代公証人」 „escri-  
vanos de rentas“ の証明をつけて、教団の会計役にミカエル祭（9月29日）  
までに出さねばならない。サンティアゴ及びアルカンタラの牧草地Yerbaの  
賃貸に関しては別で、メスタ Mesta の役員会に計算を出すことになって  
おり、ミカエル祭に始まって28年のミカエル祭まで6年続いた。水車と晒布  
場は賃貸期間終了の際、臼、車輪その他の設備が整っていなければならぬが、  
修繕費は計上されない。ぶどう酒桶、川舟、家屋、居酒屋、旅館、水銀倉庫  
は良好な状態で引渡されることを要し、牧草地、共有地、鉱山には見張りが  
置かれる。穀物生産諸州からの穀物輸出は、食料及び種子として必要量を確  
保した後に許される。数量及び価格に関する詳しい規定は、州知事の任命す  
る1名と支配人の任命する1名とが定める。穀物倉庫と運搬用車輛は教団が  
提供する。それ以外の納屋、家屋、用地は賃借人が自分で調達する。賃貸満  
了後彼らは一切を、引き受けた状態で返還しなければならない。賃貸料  
135,000ドゥカーテンから給与支払分35,000ドゥカーテンを差し引いた残り  
10万ドゥカーテンは1523年3月19日に確認された74,295,683マラベディスの  
債務の返済に当てられる。さらに延滞利息として1524及び25年に支払われる  
べき3万ドゥカーテンが加わるのでヤーコプ・フガーと甥たちの受取分は、  
85,545,683マラベディスとなる。3年の終りに賃借人は教団の会計主任また  
はその代理人に決算報告をしなければならぬ。マエストラスゴの地方から産  
出されて住民にとって不要な穀物を、賃借人は友好的なキリスト教国に海路  
や陸路で自由に輸出できることは、アロンソ・グティエレスの場合と同一で

ある。ライヒングとアロは契約義務の引受を、カルトラバ騎士団の会計主任であるアロンソ・グティエレスの前で行なう。以上がフガー家の最初のマエストラスゴ貸貸契約の内容である。

#### 4

1528年から始まる次の契約については各方面から貸借希望が出され、これ迄のフガー家の貸貸料よりも高額が付けられた。貸貸契約申請人の中には皇帝カルルの弟フェルディナント大公のスペイン会計局長マルティン・デ・サリナス Martin de Salinas がいたが、彼の背後にはイドリア Idria の水銀鉱を有して水銀独占のためにアルマデン鉱山を狙っていたヘッヒシュテッター・Höchstetter 家があった。しかし大蔵省 Consejo de Hacienda はカルルの秘書官ホン・デ・ボスメディヤノ Juan de Bozmediano の圧力で、エンリケ・エーインガー Enrique Ehinger とイタリアの商人たちの組合 consorcio に貸貸させた。エーインガーはウェルザー Welser 家のためにスペインで働いていたから、この契約にはウェルザー家が関係していたのであり、フガー家と同じく皇帝に対する貸付金の回収が目的であった。

この契約の形式も本質的に以前の契約と変わりはなかった。貸貸料は年額144,000ドゥカーテン即ち5,400万マラベディスで、貸貸期間は騎士団本部の規定により3年以上の貸貸は禁止されていたので、3年と2年に分けて1532年末までの5年間とされた。但しカラトラバ騎士団領だけは遅れてミカエル祭から計算された。契約書は1527年8月6日にバヤドリードの宮殿で作成され、8月10日から10日以内に更に高値で入札することが認められていたが、申し出る者が無かったので、ボスメディヤノが最高管理者として貸貸を引き受ける形式で成立した。<sup>1)</sup>

- 1) 以前の契約になかった新たな取り決めの1つに、レオン州の石鹼工場 Jabonerías に関する規定があり、毎年1月10日迄に貸貸人を任命して、適正価格で充分の供給



が行われるようにする義務を課された。H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht*, 1967, S. 10, 120, 124.

1533年から始まる次の契約では、バルトロメウス・ウェルザー Bartholomäus Welser が表面に出て来て、ウェルザー会社 Bartolome Belzar y compania の名で賃貸契約が為された。この契約の交渉はすでに1530年10月にアウクスブルク Augsburg で行なわれ、年賃貸額は152,000ドゥカーテン即ち5,700万マラベディスに引き上げられ<sup>2)</sup>、期間は教団本部の規定を無視して皇帝の指示により最初から5年間とされた。この契約は10月25日から30日迄の6日間アウクスブルク市内に公示されて、競争入札者が募られたが、申し出る者がなかったので10月31日に皇帝はこの契約を裁可し、バルトロメウス・ウェルザーは3騎士団長領の財務官 tesorero の称号を1533年から5年間帯びることになった<sup>3)</sup>。

2) ウェルザー家は賃貸総額76万ドゥカーテンのうち307,000ライニッシェ金グルデンを、1グルデン=64クロイツァーの換算でドイツにおいて即金支払をすることになった。この前払金に対しては10%の利息が計上され、これは80クロイツァー乃至375マラベディスの比率でドゥカーテンに換算される。H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht*, 1967, S. 12, 125, 128-8.

3) この賃貸契約に関しウェルザー家はアルマデン水銀鉱は新坑道の開設が緊急を要し、その費用は皇帝が負担すべきだと要求した。これに対し皇帝はその件は騎士団参事会に委ねると答えた。H. Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 12, 125, 130.

## 5

1538年から始まる次の賃貸契約の交渉は、1535年2月カルル5世がマドリッド Madrid 滞在中にまとめられ、2月19日にフガー家の支配人カスパー・ヴァイラー・Kaspar Weiler は19日にAsientoを締結した。それによるとヴァイラーは皇帝に対し60万ドゥカーテン即ち2億2千5百万マラベディスを、翌36年の5月大市までの各大市において分割して支払う。この60万ドゥカーテンに対し、利息、振替費用その経費に充てる3万ドゥカーテンが加

算されて、63万ドゥカーテンが同じく35、36両年の王室収入から返済される筈であった。返済に充てる収入としては経常地代収入、特権収入、アメリカからの金の他、1536年のマエストラスゴ賃貸料収入が考えられた。この清算は37年正月大市で行われる筈であったが、その保証として1538年から42年までの3騎士団長領の賃貸を譲渡されることになった。価格は年5,700万マラベディスでウェルザー社と同額であり、条件も同一だった。この契約は1536年末までは、高値を申し出た者に変更し得るが、その際賃貸引受人はフガー社の債権を肩代わりして支払わねばならぬとされた。皇帝は1535年5月28日にバルセロナ Barcelona でこの協定を承認した。こうして7月5日にヴァイラーはマドリードにおいて1538年以降5年間のマエストラスゴ賃貸の正式な申し込みをした。宮廷の側ではマエストラスゴ賃貸期間延長を許可する教書をローマから入手する手配を構ずると共に、36年末までに更に有利な賃貸相手を探すのに努めた。ウェルザー家は3万ドゥカーテンを上載せしようと申し出たが、カルルの側では10万ドゥカーテンの引上げを望んだ。またイタリア商人グループは年賃貸料6,100万マラベディスと20万マラベディスの前貸を考えたが、フガー家が王室債務の肩代わりを要求しているため手を引いた。そこで緊急の金を必要とした王室はフガー家に頼らざるを得ず、ヴァイラーが20万ドゥカーテンを特別に貸付けることで1536年9月16日にバヤドリード宮殿で話し合いが行なわれた。こうして最終的にまとまった契約は、マエストラスゴ契約が1つのAsientoに入っている点が、これ迄のウェルザー一家との契約と違っていた。20万ドゥカーテンの「約束」 „Prometido“ は36年中の大市で2回に分けて支払い、これには60万ドゥカーテンの債権同様10%の利息が付けられる。アルマデン鉱山の坑道新設は未だ実行されていなかった<sup>2)</sup>ので、教団役員はその必要を調査する。フガー家が騎士団長領の穀物を売却する際には、取引高税Alcabalaは課されない。また会社の販売する穀物には公定価格は適用されない。艦隊に穀物が必要な時は時価で支払われ、延滞金には14%の利息が付く。この契約は1536年9月25日にバヤドリードで

国王により承認された。<sup>3)</sup> ペルニッツは1536年秋のマエストラスゴ貸貸更新の交渉はカルル5世に大口の現金収入の機会を与えると共に、1536年以降フガー社のスペイン業務の増大はアントン・フガー Anton Fugger の経営方針を示すものであり、1536~39年に会社の活動領域内部における重点移動が生じた<sup>4)</sup>と指摘している。

- 1) 返済に充てる収入の内訳は次の如くである。317,000Duc. は経常地代, 100,000 Duc. はYndias から来る金, 110,000Duc. はボスメディヤノとホアン・デ・エンシソ Juan de EncisoのAsientos からの納付金, 30,000Duc. はJuro 売却, 20,000 Duc. は造幣人moneda forera 手数料, そして53,000Duc. が1536年のlas rentas de los maestradgos である。E. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgo-pacht*, 1967, S. 13, 16, 138, 140.
- 2) 20万ドゥカーテンのうち10万はMedina de Riosecoの現在の大手で、更に10万が1536年の10月大手にMedina del Campoで支払われる。10% 2万ドゥカーテンの利息は、カラトラバの牧草地が11月までにもっと高価で貸貸できた時には14%にする。Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 16, 139, 144.
- 3) この契約のうちカラトラバの牧草地の貸貸については、1536年12月10日に14%の利率を12%に引き下げることに変更された。Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 17, 139, 147.
- 4) Götz v. Pölnitz, *Anton Fugger*, 2. Bd. Teil I, 1963, S. 25, 331, Anm. 191, 470, Anm. 254, 541, Anm. 333.

フガー家の貸貸期間が終わりに近づくと、次の貸貸契約について交渉が始まった。政府の財務委員と修道会事参会とは、契約条件を有利に変更することを討議した。これまで貸貸に含まれていたアルマデン鉱山については、別に年貸貸料として3,700万マラベデイスを得ようと考えた。貸貸期間は4年間に<sup>4)</sup>する。物納地代の価格については意見が分かれたが、穀物の輸出は豊作時の特例としてその都度許可しよう<sup>5)</sup>と思った。穀物の<sup>5)</sup>を要求した皇帝の希望は容れられ<sup>6)</sup>なかった。援助貸付Socorro はこれまで通り20万ドゥカーテンを要求するが、5,700万マラベデイスの貸貸料は引き上げる。以上のような線で交渉が進められることになった。

- 4) 修道会参事会はこれ迄の聖母昇天祭の公定価格を主張したが、Badajozの司教と政

府委員は小麦 1 Fanega = 110mrs., 大麦 1 Fanega = 60mrs., ぶどう酒 1 Arroba = 50mrs. とする意見を推した。E. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht*, 1967, S. 17.

- 5) 友好キリスト教団に輸出できるというこれ迄の条件は新契約に入れないことにした。E. Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 18.
- 6) 拒絶の理由としては、皇帝が必要な穀物を規定の価格で要求できることは契約に盛り込まれている、穀物生産の<sup>7)</sup>を控除した残りから俸給と借金が支払われるというのでは誰も貸貸を引き受けないだろう、何故なら賃借人にとって最も大切なのは穀物なのだからだ、と説明された。H. Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 18.

交渉相手にはフガー家の他に、ウェルザー家、ジェノヴァの商人、更にスペイン人ではブルゴスの商人及びバヤドリードの住民ペロ・ゴンサレス・デ・レオン Pero González de León が考えられ、上記の条件が伝えられ、申し込み期限は1542年10月3日と定められた。最高価格をつけたのはペロ・ゴンサレスで、年賃貸料64,750,000,000マラベディス、援助貸付6万ドゥカーテンを申し出た。しかし問題は彼の信用であって、果たしてこれだけの資金を用意できるかどうかを確認する必要がある。彼にはそれだけの信用と金がないだろうと外国人が云いふらしたことを怒ったこのスペイン人は、申請金額をさらに増やしたので、フガー家の契約に比べて毎年31,000ドゥカーテンも多いことになり、援助貸付は16万ドゥカーテンとなった。そのために彼は2人のスペイン商人の協力を受け、アルカンタラのマエストラスゴをアントン・デル・リオ Anton del Rio に1,501万マラベディスで、カトラバのマエストラスゴをマルコス・デ・マドリード Marcos de Madrid に2,550万マラベディスで譲って資金を調達し、サンティアゴのマエストラスゴだけを2,508万マラベディスで自分にとっておいた。フガー家はゴンサレスの契約が正式に成立にするには大会社の保証が必要となるだろうと考えていたが、ゴンサレスは多くのスペイン人の保証人を集めることができた。こうして1543年-46年の新契約は1542年10月16日に年賃貸料66,378,867マラベディス<sup>7)</sup>でゴンサレスに落札されることになった。

- 7) この額から131,119mrs. が差し引かれるが、それはゴンサレスが賃貸料を5%ずつ2回引き上げた際、契約に基づいて彼の受取分とされた額である。E. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht*, 1967, S. 173, 182. ペルニッツは1542年10月29日バヤドリッド発の書翰でも、フガー家はこの賃貸契約が再び自社の手に入ると信じていたことを指摘している。G. v. Pölnitz, *Anton Fugger*, 2. Bd. Teil I, 1963, S. 566, Anm. 150.

## 6

上述のような経過を辿ったフガー家のマエストラスゴ賃貸から、どのような管理機構が見られるであろうか。騎士団長領の管理が王室の手に移った後は、管理の中枢はこれまで3騎士団の修道会本部のあったウクレス Uclés; (サンティヤゴ騎士団), アルマグロ Almagro, (カラトラバ騎士団) 及びアルカンタラから宮廷に移った。宮廷には1489年以来、教団役員会 Consejo de las Ordenes が置かれ、騎士団長領の管理と司法を司ったが、宮廷は定住地を持たなかったから、教団役員会も宮廷と一緒に移動した。教団役員会の構成は、委員長1名、修道僧委員6名、会計役1名、秘書1名、書記官2名より成った。これらの役員はマエストラスゴ賃借人が徴収した地代から俸給その他の給与を受け取った。フガー家がこれらの有力者に対し友好関係を保持するために、常套手段である経済的援助を計ったことは言うまでもない。<sup>1)</sup>

- 1) フガー支配人ユストゥス・ヴァルター Justus Walther が1553年に報告したところによると、Jacop Goncalez de Arteaga 博士は「いつの役員会でもわれわれに役立った」ので彼に「好意を示すため」金を貸して俸給から返済させたが、彼が死んだので224,916mrs. が未払いになっていた。H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht*, 1967, S. 28.

マエストラスゴ経営のためのフガー家の管理組織は、宮廷に常駐した総代 Generalvertreter が総指揮を取り、彼の下に総支配人 Hauptfaktor がアルマグロで管理業務を総括した。総支配人の中には記帳係1名、出納係1名及

び助手1, 2名がいたが、多くはドイツ人であった。しかし各地に配置された支配人はイタリア人及びスペイン人が主で、マエストラスゴを又貸しし、地代と穀物を受け取る業務に従事した。彼らは賃貸契約者がヴェルザー一家からフガー家に交替した時も、引き続いて支配人として仕えた。これら支配人の管理活動の権限は、社主アントン→総代→総支配人→支配人と順次に委任された権限に基き、フガー社の従業員はアウクスブルクで作成されたラテン語の委任状のスペイン訳写本を当局に提出しなければならなかった。„hazedores“ と呼ばれた支配人の任務は地代を徴収することにあつたが、彼らは管区Bezirk の収入を騎士修道会の地代係主任書記 Escribano Mayor de Rentas又はその代理の立合の下で又貸しすることによって、仕事を軽減することができた。又貸しできなかった土地の地代は「監督」„fieles“ ,「徴収人」„cogedores“<sup>2)</sup> 及び「徴税人」„terceros“ の助けで徴収しなければならなかった。地代が貨幣地代の場合は比較的簡単で、租税請負人の許で見られるのと同じように徴収されたが、この貨幣地代はマエストラスゴ収入の約3分の1に過ぎず、残りは現物地代であつた。<sup>3)</sup> 現物徴収の場合には、各地にある王室の「穀物倉庫」„bastimentos“ と「倉庫」„casas“ が利用されたが、サンティアゴ教団所属地区では倉庫賃貸料を支払わねばならなかつた。<sup>4)</sup> 最後にフガー家の管理組織には弁護士 procuradores がいて、地方 Partido における訴訟、そして控訴された場合には教団会議における会社の弁護士として、マエストラスゴに関する係争の処置に當つた。

2) 地方における業務遂行の担当者であつたTerceros についてペルニッツはこう記している。「彼らは大抵充分な報酬を受け、歩合制が多かつた。Ocaña 地区では経費として5%が計上され、これをTercero, Kontrollregister の国王秘書及び管区賃貸人が互いに分けた。」G. v. Pölnitz, *Anton Fugger*, 2, Bd., Teil I, 1963, S.416, Anm. 143.

3) G. v. Pölnitz, *a. a. O.*, S.415, Anm. 143.

4) 「小麦及び大麦の10分の1税は〔貨幣地代よりも〕一層重要だつた。それは年々数

十萬Scheffel に達した。国王の穀倉と倉庫が保管に使われた。Santiago 修道会に属するOcaña及びLlerenaの地方では、穀倉は引渡し義務の際に賃貸されることになっていた。」Ebenda, S. 415, Anm. 143.

ケレンベンツは3騎士団のそれぞれについて、修道会の管理組織と給与、修道騎士、修道僧、修道尼及び恩給について詳細に報告しているが、注目すべきことのみをここに摘記して置こう。先ず encomienda と Mesa Maestral との区別がある。encomienda とは「王室が功績をたてた騎士に与えた一時<sup>5)</sup>的土地信託権」で、騎士修道会管区長Komtur, comendador はこの委託を、<sup>6)</sup>「民事的及び教會的な点で自分で管理することになっていた」が、Mesa Maestral については独自の管理機関があって、各騎士団の会計主任が会計処理に当たった。従ってケレンベンツは次のように注意している。「サンティアゴ騎士団の全管理組織について完全な像を得るためには、著しい数の委託地と、ガリシアからバレンシアとアンダルシアにかけて国中に分散していた Mesa Maestral の管理地区とを常に関連させて見なければならない。<sup>7)</sup>」この他にtenencia があり、これは国土回復運動の時代に国境を守るため国王から教団騎士に防衛が委ねられた要塞が、その意義を失った後もそこにある宮殿や庭園を管理するために修道騎士が任命されたものである。従ってサンティアゴ騎士団について見れば、知事 gobernador に任命された修道騎士を最高官吏とし、更に教団から駐在判事 Juez de Residencia も出した Campo de MontielやMancha 郡のように大きな単位が、修道騎士を総督corregidor や市長 Alcalde Mayor<sup>8)</sup>として持つ Xerez や Hornachosと云った町や、修道騎士の管理する多くの域や要塞と並んで存在したのである。

5) 有富重尋「スペイン社会経済史概説」1969, 13頁。

6) H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht*, 1967, S. 35.

7) H. Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 35.

8) Alcalde Mayor は都市行政においてcorregidor の下にある判事だが、総督のない町村では最高の司法官である。Ebenda, S. 62, Fußnote 3.

修道衣は本来、奉仕を示すものであり、修道騎士の地位は聖職であって収入源と見るべき性質のものではなくて、従って修道衣を帯びる者は常に僅かな手当で足れりとして、修道会への入会式において宣誓した、従順、貞潔と並ぶ三原則の一つである清貧の誓いを守るべきものとされた。しかし *encomienda* の歴史は付加的な物質的利得が決して小さなものではなかったことを示している。ミュラー Karl Otto Müller の *Paumgartner* 家の資料集によるとカルル5世のイタリア及びスペインの所領からの年収が3,131,000ドゥカーテンであったのに対し、カスティリヤの上層貴族及び高位聖職者の収入合計は1,517,000ドゥカーテンで、カルルの約半分である。<sup>9)</sup> サンティアゴ騎士団の記録によると、修道騎士は大抵10,800マラベディスの扶持を受けたが、彼らが *encomienda* を受けて管区長 *comendador* になると扶持の支給は無くなる。但しその委託地が余りに小さい時には、団長は Mesa Maestral から追加支給を行なう権限を有してはいたが、これは例外的なものであった。各管区長及び騎士は修道会に馬と武器を用立てる義務を負っていたが、管区長は更に自分の他に地代収入年額に応ずる数の槍騎兵 *Lanze*、すなわち武装した馬に乗った甲冑を装備した騎兵を修道会に出さねばならなかった。委託地の管理は大抵、管理人 *Mayordomos* の手に委ねられるか、又貸しされたので、不在地主制を防止するために年間最少4か月の居住義務が定められ、又貸しには許可が必要とされた。重要な *encomienda* を委託された管区長のリストには騎士団首脳及び宮廷側近有力者の家族が目立つが、これは財政権によって有力家臣に報いる手段に窮した王室が、彼らの子弟に修道衣を与えることで君主の義務を果たそうとしたことの現れであった。

9) Karl Otto Müller, *Quellen zur Handelsgeschichte der Paumgartner von Augsburg (1480 - 1570)*, 1955, S. 113-117.

10) 但しケレンベッツは別の箇所でこう述べている。「サンティアゴ修道会の騎士の扶持は12,000マラベディスに過ぎなかったが、カラトラバ及びアルカンタラ両修道会



員のそれは3万マラベディスに達した。』H. Kellenbenz, *Die Maestrazgopacht*, 1967, S. 88.

修道会には管区長及び修道騎士の他にFreiles religiososすなわち本来の修道僧がいた。彼らは „Conventuales“ として修道院Konventに住んでいたが、場合によっては修道院外でも働いた。この他に宮廷の礼拝堂付き司祭職があったが、特に注目すべきは „beneficios curados“ すなわち司牧と結びついた僧禄である。騎士団領内の各町村における司牧は教団管理の重要課題の一つであったが、国王が1560年にトレード Toledo で定めた規定によると „beneficios curados“ は僧禄が5万マラベディス以上の時にのみFreiles に譲られると定められた。従ってこの金額は当時の僧職に適わしい生活費と見做されたわけである。しかし大抵の僧禄は5,000マラベディスにも満たなかったので「われわれ修道衣を帯びる者の品位にそぐわない金儲けや取引」 „granjerías y tratos no decentes a hombres de nuestro habito“<sup>11)</sup> を副業として営まなければならなかった。修道会には女子修道院も有したが、尼僧の多くは名家の子女で、一部は修道騎士の妻や寡婦であった。騎士団の支出の中で恩給Gnadengelder は重要な地位を占めたが、この年金は大抵穀物で支払われた。その他、騎士団の支出の中では貧民や病人に対する慈善金Almosen, „merced“, „limosna“ が見られた。

11) H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht*, 1967, S. 57.

## 7

上述の如きマエストラスゴの管理に際しては、法的紛争は不可避であり、フガー家が賃貸契約を引き受けた初めから訴訟が見られたが、これはまた穀物取引その他の業務の実態を解明する手がかりともなるので、その一、二について簡単に見てみよう。前述したようにフガー家が扱った穀物の価格は、毎年8月の聖母昇天祭の公定価格が規準とされ、艦隊に必要な穀物は時価で支払われることになっていたが、これが実際に守られなかったことを示す訴

訟が1540年にフガー家とアルカンタラ修道会との間に生じた。当時アルマダ Armada 及びアフリカ根拠地への補給が重要となり、補給中心地マラガ Málaga から比較的便利なカラトラバ地域の収穫が注目された。そこでアンダルシア郡からオラン Oran その他のアフリカの地へ穀物の調達を委託されたグラナダの大審院 ChancilleriaのAlcaldeのルソン Luzon は、40年2月初めにブラス・デ・イネスタル Blas de Ynestal をカラトラバ修道会のアンダルシア地方に派遣して納入穀物の価格を査定させた。小麦価格は当時6レアレスを上下しており、イネスタルは2月7日にポルクナ Porcna においてフガー家の代理人ホアン・サンチェス・デ・アティバル Juan Sánchez de Atibar から、フガー家がマルトス Martos に有していた小麦12,500ファネガスを買付け、ファネガ当り6レアレスを支払った。しかし全額が支払われたのでなかったため、翌日サンチェスは「無信用」、„sin fiar“ すなわち現金払いで取引されなかった「掛売小麦」 „trigo fiado“ の売値は6レアレス半だと声明した。そこでイネスタルはフガー家の穀物を差押えて、アルマダに対する供給が終わるまでは販売を停止させた。このことが知れ渡ると穀物価格は上昇し、アティバルは9レアレスまで相場は上がったと抗議し、訴訟となった。フガー家の弁護士ホルダン・ベロ Jordan Vello はマエストラスゴ契約の文言を有利に解釈するに努め、1543年にマドリッドにおいて修道会参事会に差額の清算を求めた。45年2月6日に参事会はフガー家の云分を認めて Mesa Maestral 並びにその会計官 fiscal に対し、12,500ファネガスの小麦につきファネガ当り銀2レアレスを支払うべしと判決したが、裁判は更に続き48年8月29日に裁判所は会計官の申立を正しいとした。

1) 上述, 93, 96頁。

ここに取り上げるもう一つの訴訟はアルマデンの水銀鉱に関するものである。特権契約の条件の1つとして、アルマデン鉱山投資のため賃借人が調達

した一切の道具及び資材は、国王及び賃借人がそれぞれ指定する2人の中の1人が決定する価格で補償されることになっていた。1538年フガー家の支配人となったアルマデン水鉱採掘場の長官ホアン・デ・ウレタ Juan de Ulleta は、賃貸期間中に起重機、鉱石置場、鉄工場その他の建物を設備投資した。契約期間の終わりにフガー家がカラトラバ修道会の会計官ヘルナン・メヒア Hernan Mexia に設備投資支出の補償を求めた時、彼はフガー家が申し立てた条件はこの場合は該当しないし、賃借人が交替した時は設備が売買されたとして拒絶した。

さて、契約によれば総支配人は賃貸期間の終わりに、清算書を修道会の会計主任及びその代理人に渡さねばならなかった。そこで1542年10月20日に、1538-42年のマエストラスゴ賃貸に関する清算書の作成が命じられ、ユストゥス・ヴァルター Justus Walther が作成に当たり、その最終的清算は約10年後の1552年6月28日にフェリペ2世 Felipe II. がマドリードでヴァルターにFiniquito すなわち最終領収を与えるまで延引したのであるが、この決算書はケレンベンツにより付録Nr. IXとして本書の182-375頁に収められている。決算書は借方Cargoに王室の債権が記されたが、教団別に年次順に挙げられた金額は王室が修道会の土地の他の収入源を売却した際、代償として修道会に与えた年金地代 Jurorenten であった。その総額 290,177,710 マラベディスの内訳は次表の如くである。

年	金額(マラベディス)	摘 要
1538	596,140	Gelbes伯Don Jorg de Portugal に売却された Villanueva de Aliscar, Almuedano 及び Torrequemada の代償として与えられた Granada 絹織物の Jurorente 119,228mrs の5年分
	45,572.5	Don Pedro de Cuñjga に売却された Castroverde 及び Pinel de Suso に対する Jurorente 9,114mrs の5年分
1539	16,956	Bejar 公及び Juan de Almansa に売却された Mures 及び Benacuça に対する Jurorente 4,239mrs の4年分

サ ン テ ィ ア ゴ 騎 士 団	1540	126,072	Maqueda 公がAranxues森林に使われた牧草地と交換で受取ったescribanjas de Oreja に対するJurorente42,024mrs の3年分
	1541	1,079,896	Sevilla のCinco Plagas 病院に売却された Guadalcanal の地代, 不動産, 物件にの代償としてのJurorente539,948mrs の2年分
	1542	6,750	Don Bernaldino Pimental に売却された Villafafilaの地代及び物件の代償の1542年のJuro
		3,588	Ares Pardo de Saavedra が入手したPa-racuellosに対する1542年のJuro
カ ラ ト ラ バ 騎 士 団	1538	1,197,215	León のComendador Mayor に売却された Sabiote の地代の代償としてのGranada絹織物のJurorente239,443mrs の5年分
		58,742.5	Mondejar 侯に売却されたÇorita州の諸領地の地代の代償としての Jurorente 11,748.5 mrs の5年分
	1539	136,744	Don Albaro de Baçan が購入したdel Vi-so 及びSanta Cruz の地代の代償としてのJurorente 34,186mrs の4年分
	1540	4,333.5	Albaro de Loaysaに売却されたHuerta de Val de Caruanos の地代の代償としてのJurorente 1,445.5mrs の3年分
		778,011	Alba 公が入手したla Puente del Corgos-to及びPeñaflor の地代の代償としてのJuro- rente 259,337mrs の3年分
	1542	99,110	Melito 伯夫人Doña Ana de la Cerda に売却されたPastrana, Escopete及びSayaton の代償の1542年のJuro
	6,902	Oviedo 司教Don Tristan Calbete の入手したVal de Concha の地代の代償の1542年のJuro	
ア ル カ ン タ ラ 騎 士 団	1539	1,021,678	Villa Nueva del Fresno 侯に売却された Villanueva de Barca Rota の代償として Granada絹税からのJurorente 255,419mrs の4年分 <sup>2)</sup>
賃 貸 料		285,000,000	Asientoによる年賃貸料57,000,000mrsの5年分
合 計		290,177,710 <sup>3)</sup>	

本来騎士団所領の売却は禁じられていたのであるが、Karl は異教徒との戦争を理由に教皇クレメンス7世 Clemens VII. 及びパウルス3世 Paulus III. から売却を許可する教書を入手した。こゝいう売却の代償として、衰退しつつあるグラナダ絹織物業に対する税金その他のJurorenten が約束されたことが、上に表示したCargoの内訳から覗かれる。皇帝のこのような売却及び交換政策は修道会のEncomienda 数の減少ともなって現われた。

2) 2 mrs の差が出る。

3) 0.5mrs 少ない。

この借方に対する貸方Datta にはフガー家の行なった給付が記されているが、非常に数多くの項目から成っている。先ず最初に計上されたのは、60万ドゥカーテンを前貸しした1535年のAsiento において、スペイン政府の未払金は1538-45年のマエストラスゴ契約の第1回支払から返済されるという条項に基づいて、23,299,631マラベディスの未払金が挙げられている。続いて同じAsiento の最終案に追加計上された20万ドゥカーテンのPrometidoが給付済みとして計上された。更に3修道会に対して行なった給付が、修道会別に年次順に記され、個々の修道僧の給与が挙げられていて最も数が多い。次は契約期間中にMesa Maestral から取り上げられた地代の代償として132万mrsが計上された。最後に王室に対する臨時給付でマエストラスゴ収入に振替えられた諸勘定が計上され、貸方総計は290,655,373.5mrs となった。従って貸方総額より借方総額を差し引いた477,663.5マラベディスが「赤字」„alcance“ すなわちフガー家の支払超過であった。

ヴァルターが1548年にスペイン取引の決算を行なった時、20年代の賃貸契約からの未収金が未だ510,698mrs もあった。1562年になってもフガー支配人トマス・ミュラー Thomas Müller は20年も昔の滞納地代の取立をしなければならなかった。

## 8

ケレンベンツは次のような見解を結論として記している。マエストラスゴ管理機構は修道会が自力で除々に形成したものを王室が官庁組織の枠内に組み入れたもので、フガー家が賃貸契約を締結して管理を引き受けた際、その支配人組織をこれに外から加えただけで、本質的な変化は生じなかった。16世紀のスペインの行政は腐敗していたという見解は当っておらず、当時の社会通念では官吏に対する進物や手数料は、一定の限度内のものであれば当然と見られていたのであり、フガー社の決算は官吏に対する贈物が限度内のものであったことを示し、有力者に対する貸付も返済を要求している。騎士団と皇帝は修道会所領からの収入と修道衣の授与とを媒介として結びつき、修道衣を帯びる者はスペイン社会のエリートとなり、郷土 Hidalgo と貴族 Noble は一般国民から一層遊離することになり、商人や手工業者の子弟は修道会に入れなくなった。勿論18世紀になると会社企業への参加で実業に携わる貴族が見られるようになるが、営業の自由Gewerbefreiheitのゲルマン的伝統を持つ北欧貴族とは本質的な相違があり、スペインでは身分的階層別が経済面においても支配的であった。こうしてスペインは他のヨーロッパ諸国とは著しく異なる途を進むことになったが、勿論この発展は修道会の制度からのみで説明されるものではない。いずれにせよフガー家のマエストラスゴ経営の実態は、16世紀スペインの騎士団、ハプスブルク王室と政府機構、社会構成について、興味ある事実を明かにしてくれる。

以上がケレンベンツのフガー家マエストラスゴ賃貸経営を扱った労作の要約であるが、フガー家の企業と騎士団所領との結びつきに関して一言しておきたい。ラインハルトの如く、ヤーコプの時代には30年後に生じたスペインの衰亡は全く予想されぬことで、マエストラスゴ賃貸契約に基づく王室貸付をヤーコプの失敗と見ることは当たらないという見解もあるが、フガー家のマエストラスゴ賃貸契約が数度の中絶を含んで1世紀以上続けられ、フガー家の

運命はマエストラスゴ経営を根幹とするそのスペイン業務の状態に依存するようになったという事実はエーレンベルク Richard Ehrenberg が指摘した通りである。それでは後にフガー家の企業を揺るがす機縁となったこのマエストラスゴ契約を締結した理由は何であったのか。これについては、筆者は反独占運動を抑圧する皇帝の断乎たる措置を促進することが最大の理由と見做されるという見解を旧稿において述べた<sup>3)</sup>。またフガー家とスペイン王室との結合はアントンの許で16世紀30年代後半に著しく進展したのであるが、この際マエストラスゴ契約はフガー家の企業の社会的性格を示す経営活動に他ならなかったのである。

- 1) E. Reinhardt, *Jakob Fugger der Reiche aus Augsburg*, 1926, S. 147.
- 2) Richard Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger, Geldkapital und Kreditverkehr im 16. Jahrhundert*, 3. unveränderte Aufl., 1. Bd., 1922, S. 114—115.
- 3) 拙稿「ヤーコプ・フガー(13)」産業経済研究, 第16号, 1959, 125—126頁。すなわち営利目的は、前賃借入グティエレスが4年間に170万mrsの利益を挙げたのに対し、フガー家はその後の3年間に220万mrsの利潤を得たとはいえ、500万mrsの年賃貸料を考えるなら、利子にも足りない。また旧債回収は、確かにその理由ではあるが、当時王室に対して好意的貸付を行なっているところから見て、積極的な理由とは考えられない。さらに水銀独占については、その意図は否定できぬとしても、十分な理由と見做し得ない。結局、前後の時間的關係から見て、反独占運動対策が、スペイン王室財政との一層緊密な結合を招いたマエストラスゴ契約締結の最大の理由と考えられる。
- 4) 上述, 97頁。